5 申込に必要な書類



別紙「エコ助成金の手引き」 (対象機器別)をご覧ください。

*対象機器により必要書類が異なります。

協議書/見積書/図面/カタログ等/施工前写直/納税証明書等

6 完了報告に必要な書類



別紙「エコ助成金の手引き」 (対象機器別)をご覧ください。

*対象機器により必要書類が異なります。

申請書/請求書/領収書(内訳書)/施工後写真 等

7 完了報告の提出期限

最終提出期限:令和7年3月31日(月)必着(期限厳守)

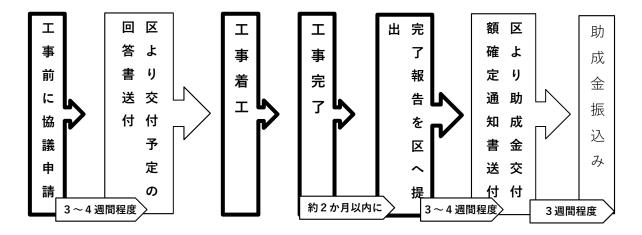
- *期限を過ぎた場合、助成金の交付ができなくなりますのでご注意ください。
- *天災等やむを得ない事由で提出が遅れる場合は、必ず事前にご相談ください。
- *ご連絡なく、提出期限後に郵送にて提出があった場合は返送させていただきます。

8 その他 注意点

- ・未納がないことの証明書として「納税証明書」が必要です(「課税証明書」ではないため、ご注意ください)。
- ・助成金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・導入する対象機器は未使用品であること。
- ・役所等の発行する証明書類は発行後3か月以内のものを用意ください。
- ・助成は、同一建物につき対象機器等ごとに各1回限りとなります(年度が替わっても一度助成を受けた種類の助成に対しては対象にはなりません)。
- ・国や都の補助制度との併用も可能です(他の補助金額との合計が助成対象経費を上回る場合は、上回る額を減額します)。
- ・同時に2項目以上を申し込む場合、事前協議書や納税証明書等は一部で構いません。

9 助成金の流れ

(太枠:申込者が行うもの)



令和4年度

事業所用

(事前協議分)

かつしかエコ助成金のご案内

- ◆個人住宅や集合住宅への導入については、「個人住宅用」「集合住宅用」(事前協議分)をご覧ください。
- ◆電気自動車等・普通充電設備などの国の補助金決定後の助成金については(事後申請分) (HPから取得ください) をご覧ください。

1 申込受付期間

令和4年4月1日~令和5年3月31日

2 対象項目

- 1 太陽光発電システム 2 蓄電池 3 遮熱塗装等断熱改修 4 LED照明機器
- 5 空調設備機器
- 6 省エネ型小規模燃焼機器等
- 7 その他



3 助成対象者

区内に住所を要する事業所等が、その事業を行う場所・事務所に対象機器等を導入する場合で以下の項目に該当する方(リース・レンタルは除く)。

(建物の所有者の貸し物件等でそこで自ら事業を営んでいない場合は対象とはなりません)。

- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ・中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合
- ・社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ・私立学校法第3条に規定する学校法人
- ・医療法第39条に規定する医療法人
- ・宗教法人法第4条に規定する宗教法人
- ・地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体その他これに準ずる団体
- ・その他上記以外の団体であって、区長が特に必要と認めるもの。
- ・【工場】【指定作業所】の場合:「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」による認可等を受けていること。

以下の要件を<u>すべて備えた方</u>が対象です。

- (1) 令和3年度の特別区民税・都民税または直近の法人都民税を滞納していないこと。
- (2)賃貸又は使用貸借の場合は、所有者から対象機器等を導入することについて同意を得ていること。
- (3)対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- (4) 同じ種類の機器等に対して既にかつしかエコ助成金制度等に基づく区の助成を受けていないこと。
- (5) 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (6) 太陽光発電システムの場合は、申込者が電灯契約を結ぶこと。
- (7) 助成金交付後に代金還元(キャッシュバック)を受けないこと。

	要件と助成金額					
	対象機器等 太陽光発電システム *申込者が電灯契約を結ぶこと		要件 *項目ごとのすべての要件を満たすこと。		算出方法	限度額
			・太陽電池の最大出力合計が3kW以上10kW未満のもの(又は太陽電池の最大出力合計が10kW以上のものであって、パワーコンディショナーで10kW未満に最大出力を制御するもの)・財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたものまたは国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。		8万円/kW	80万円 ●蓄電池 併設の場 合:5万円 加算
	蓄電池	国(経済産業省又は環境省)が実施するまたは実施していたネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH)支援事業において、当該事業の執行団体*に補助対象機器として登録されているもの。 *(参考)R3の執行団体:環境共創イニシアチブ(Sii)		助成対象経費の1/4	100万円 (10kW h 未 満:20万円) ◆太陽光発電 システム併設 の場合:5万 円加算	
	①高反射 (屋根·屋		率塗装 上・壁等)	50%以上又は同等以上の性能であるこ	助成対象経費の1/4又は施工面積 (㎡)×1,000円(助成単価)のいずれ か小さい額	(①~③ 合わせ て) 40 万円
	遮熱塗装等断熱改修 ★新築は対象外	表等的系统修		材の場合は6.0W/ (㎡・K) 以下) であり、	助成対象経費の1/4又は施工面積 (㎡)×3,000円(助成単価)のいずれ か小さい額	
	③ 断熱已 (外壁、屋根 床、窓)		屋上、天井、	外壁、屋根・屋上、天井、床の断熱改修においては、住宅金融支援機構の「断熱等性能等級4(フラット35S)技術基準」に規定する断熱材の厚さの基準以上、窓の断熱改修においては、ガラスの熱貫流率が4.0(W/㎡・K)以下を満たすものであること。	助成対象経費の1/4	

- ●既設の蓄電池の要件(太陽光発電システムを新設する際)次の①、②のいづれかに該当すること。
- ①令和4年度の蓄電池の要件に該当すること ②かつしかエコ助成金(平成24年度~)で助成を受けたもの
- ◆既設の太陽光発電システムの要件(蓄電池を新設する際)次の①~③のいづれかに該当すること。 ①令和4年度の太陽光発電システムの要件に該当すること ②かつしかエコ助成金(平成24年度~)で助成を受けたもの ③財団法人電気安全環境研究所 (JET)の太陽光電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議 (IEC)の IECEEPV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの
- ・太陽光発電システムと蓄電池を併設する場合、一方が既に設置済の場合も両方を同時に設置する場合も対象です。

	申込みの時期:設置工事前(改修のみ)		
対象機器等	要件 *項目ごとのすべての要件を満たすこと。	算出方法	限度額
LED照明機器 ★新築・新規設置は対象外 助成対象経費が10万円以上の改 修であるもの	LED照明器具 平均演色評価数Ra 70 モジュール寿命 40.000時間		50万円
	┃都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器┃		
空調設備機器改修 ★新築、新規設置は対象外	「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」第2の指定 基準を満たすものであること。*東京都 中小企業向け「省エネ促進税制対象機器」の「導入推奨機器給売」から対象となる制具を探するとができます。	助成対象経費の1/4	100万円
省エネ型小規模燃焼機器等への改修(小型ボイ	機器検索」から対象となる製品を探すことができます。 ・小規模燃焼機器にあっては、東京都低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定制度において、認定対象機器として指定されていること。(「認定機器・事業者一覧」に掲載されている機器であること)。 ・燃料電池コージェネレーションシステムにあっては、以下の要件を満たすものであること。 ① 1 台当たりの発電能力が定格0.3 kW以上のものであること。 ② 貯湯容量が20リットル以上の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。 ③ JIS基準(JIS C 8823)に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。	助成対象経費の1/4	100万円 ※発電能力が定格1.5 Wまでの燃料電池を導 入する場合は、住宅対 象の助成金額と同額の 万円を1台まで適用す る。
その他省エネルギー診断及び節電診の結果に基づき導入する省エネルギー・節電設備への改修※新築、新規設置は対象外	東京都地球温暖化防止活動推進センター若しくは財団法人省エネルギーセンター若しくは東京都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー及び節電診断に基づき導入する省エネルギー・節電設備であること。	助成対象経費の1/4	100万円

助成対象経費:対象となる機器等の本体価格+工事代

- ・助成は、同一建物につき対象機器等ごとに各1回限りとなります(年度が替わっても一度助成を受けた種類の助成に対して は対象にはなりません)。
- ・助成対象者が自ら設置工事等を行う場合には、助成対象物の本体及び資材に係る費用を「助成対象経費」とします。
- ・太陽光発電システムの最大出力、遮熱塗装等断熱改修の施工面積は小数点以下第3位を四捨五入します。
- ・遮熱塗装等断熱改修、LED照明機器改修については、築1年以上を経過した建物を対象とします。

申請及び問い合わせ先

下記へ持参または郵送にて申請ください。

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係 (区役所4階410番窓口)

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号 TEL:03-5654-8228(8531) FAX:03-5698-1538